

社会福祉法人さくら草
平成 25 年度事業報告

社会福祉法人さくら草 平成25年度事業報告

1. はじめに

平成25年度は、障害者総合支援法の施行、障害者権利条約の発効と障害福祉を取り巻く法制度の動きがあった。運営上大きな影響はなく、事業開始8年目の事業運営は手堅く進められた。

<全事業所の主な取り組み>

共同生活援助事業所開設準備は、地域説明会、国庫補助協議書の提出、市の審査会を経て、平成26年3月に補助金の内示があった。平成27年4月開設に向けて、建設及び開設準備に取り組めることになった。

生活介護事業所及び併設する放課後等デイサービス事業所（重心児対象）開設準備は、建主との合意が年末になり、短い工期になったが平成26年4月に開設することができた。

利用者の生活環境改善が行え、特別支援学校を卒業する重度障がい者受け止めることができた。併せて市内で初の重症心身障がい児を対象にする放課後等デイサービスの整備ができたことで、障害による支援格差の解消につながった。

各事業所の人材育成のために若い世代に管理者を担わせた。事業所間での異動も行い運営体制強化をはかり職員主導で業務遂行ができるようにした。

利用者支援の質の向上並びに人材育成の面では、各事業所で内外研修を積極的に行った。併せて職員の支援技術の到達度を確認する評価表の素案を作成した。支援知識・技術向上のために表の作成及び活用を検討していく。

<各事業所の主な取り組み>

デイセンターさくら草では、特別支援学校を卒業した医療的ケアを含む重度心身障がい者及び入所施設から地域に戻る人数名を受けとめた。

サポートさくら草はじめ居宅介護事業所では、管理者を若い世代に担わせ、職員を増員し、円滑な事業遂行に努めた。事業所間でコーディネート体制の連携も進めてきた。実地指導を踏まえ必要な事務処理を行うために書式等の見直しを行った。利用者の体調管理面や老障介護世帯の支援を一体に行う取り組みをした。事務作業の情報交換、活動記録票の統一化を図るなど事業所間の連携を年々進めてきた。

南区障害者生活支援センターあみ〜ごでは、初めての公募が行われ、市の意向があり平成26年度から「知的・身体障害」のみの委託となった。精神障害の委託先がさいたま市社会福祉協議会に移ったが、信頼関係の構築が不可欠な障がいなので継続した相談を求める方の対応が必要となる。次年度三障がい対象の生活支援センターに戻すことが課題になっている。

障がい者本人の願いを支え、緊急時対応など障がい者の地域生活ニーズを支援してきた。利用者職員一同、法人の理念「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるように支援する」を共有し、さらに発展を期して取り組んできた。

2. 部門一覧

(1) 法人事務局

事業所名	法人事務局
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
職員数	法人事務局管理規程に定める

(2) デイセンターさくら草

事業所名	デイセンターさくら草(主たる事業所)
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
	コスモス(従たる事業所)
所在地	埼玉県さいたま市南区太田窪字前 3505 番 11
電話番号	048-883-7795
F A X 番号	048-883-7797
事業名	生活介護
職員数	デイセンターさくら草管理規程に定める

(3) サポートさくら草

事業所名	サポートさくら草
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太 3 丁目 32 番 16 号 No. 1 グリーンハウス
電話番号	048-885-9155
F A X 番号	048-885-9155
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートさくら草管理規程に定める

(4) サポートゆず

事業所名	サポートゆず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目 8 番地 12 サンコート東浦和 1 階
電話番号	048-875-3536
F A X 番号	048-875-3536
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートゆず管理規程に定める

(5) アシストさくら草

事業所名	アシストさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	アシストさくら草管理規程に定める

(6) 障がい者生活支援センターあみ〜ご

事業所名	障がい者生活支援センターあみ〜ご
所在地	埼玉県さいたま市南区白幡 5 丁目 11 番 16 号
電話番号	048-866-5098
F A X 番号	048-866-5128
事業名	相談支援事業(南区障害者生活支援センター)
職員数	障がい者生活支援センターあみ〜ご管理規程に定 める

社会福祉法人さくら草

法人事務局 平成25年度事業報告

(1) 運営方針

法人事務局は、法人の業務を決定する理事会及び評議員会の運営と、その決定に基づく各種計画の策定、人事・財務等の管理事務を効率的かつ適切に処理するとともに、監事の行う監査事務を円滑に処理した。

各事業が円滑に運営されるよう事業所内及び事業所間の連携体制の充実に努めた。

運営方針の共有に努め、運営の健全性を保ち、運営基盤づくりに努めた。

法人の理念である「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるよう」総合的な福祉サービスの整備に努めた。

(2) 運営の具体策

ア 理事会及び評議員会

(ア) 法人の事業計画、予算及び経営方針の決定等を行うため、理事会及び評議員会を開催した。

開催日

主な議題

平成25年5月27日 理事会・評議員会

事業報告・決算、避難用滑り台設置、実地指導について

平成25年8月24日 理事会・評議員会

福祉車両整備、生活介護事業所、共同生活介護事業所について

平成25年11月9日 臨時理事会・評議員会

生活介護事業所合意書変更について

平成25年11月30日 理事会・評議員会

役員選任、福祉車両整備、補正予算について

平成25年12月10日 理事会

理事長選任について

平成26年3月22日 理事会・評議員会

事業計画・予算について

(イ) 業務の執行状況及び会計処理の適正を期するため、監事監査を実施した。

平成25年5月21日

(ウ) 社会福祉法人指導監査並びに障害福祉サービス事業所の実地指導を受けた。

平成25年8月20日 サポートさくら草

平成25年8月22日 サポートゆず

イ 本年度事業の取り組み

(ア) 通所事業他障害福祉サービス事業発展・充実のため職員の資質向上に努めた。

(イ) 特別支援学校就学児及び卒業生（重度障がい者）を3名受けとめた。

(ウ) 平成26年度「生活介護事業所」開設に向けて取り組んだ。

(エ) 平成27年度「共同生活援助事業所」開設に向けて取り組んだ。

平成26年3月 施設整備補助金内示があった。

社会福祉法人さくら草

デイセンターさくら草 平成25年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類	生活介護
事業所名称	デイセンターさくら草
定員	52名

* デイセンターさくら草 平成25年度 利用者状況 別紙 1 参照

2. 事業方針

(1) 生活介護単独事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援していく。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(2) 研修等により職員の資質向上に努めた。

3. 事業目標

(1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指しました。

(2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修を受講させ、事業所登録を進めた。

(3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実にも努めた。

(4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いように努めました。

4. 事業内容

(1) 活動方針

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援した。

今年度は新利用者も少なく、異動も少ないので日中活動や仲間同士の交流等落ち着いて過ごせた。生活並びに活動を充実できるように取り組んだ。

主たる事業所の1階、ふたば班は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら健康プログラムを行った。

2階(あんず班・くじら班)では、2班合同でアトリエ、資源回収などの日課作業を中心にしながら、健康管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

従たる事業所コスモス班は、同様に健康管理を中心に身体づくり。仲間、他の班との連携、協調した生活や生きがい活動を行った。

(2) 支援内容

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障がいへの配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。
- 利用者の家族・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
 - ・ 健康診断（年1回） ・ 歯科検診（往診や通院支援により各自）
 - ・ 嘱託医相談（年2回） ・ インフルエンザ予防接種（年1回）
 - ・ 必要に応じて通院支援
 - ・ 医療機関との連携
 - ・ 静的弛緩誘導法を中心とした個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体づくりを行った。 毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・ 作業種は、陶芸、紙すき、資源回収(空き缶、新聞紙、段ボール)、石鹸作業、創作、誕生日カード製作、事業所のゴミ捨て、広報誌封入、送迎車の掃除等を行った。
- ・ 商品の開発、販売、営業にも力を入れた。
- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。
- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払った。

③ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切に生活を支援した。
- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

④ 文化的活動

- ・ 音楽療法。音楽療法士を中心に、午前の部(コスモス)、午後の部(さくら草)と分かれて行った。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・ 音楽交流会。音楽ボランティアやピアニスト、ロックバンド他の音楽家との音楽交流を行った。
- ・ アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。

⑤ 趣味の日

- ・ 利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、花、おしゃれ、アロマなどを行った。

⑥ 外出活動

- ・ 半日ツアー 利用者数名と昼食や買い物に行った。
- ・ 季節を味わう外出を、近隣の散歩や班毎での遠出を楽しんだ。
- ・ 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機

会とした。

- ⑦みんなの日:利用者主体を目的にし、日課を組む取り組み。利用者会議を持ち、全員で1つのことを決めて頑張る日とした。

(3) 日課

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課にした。

通 所	9:30 ~ 10:00
午前活動	10:00 ~ 12:00
昼食・休憩	12:00 ~ 13:30
午後活動	13:30 ~ 15:00
降 所	15:00 ~ 15:30

(4) 各種サービス

①送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

②入浴サービス

自宅での入浴が困難な利用者、必要性に応じて行った。

③昼食サービス

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮されたところのこもった手作りの食事提供に努めた。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

5. 運営管理

- (1) 職員の員数 生活支援員52人、看護師 5 人、栄養士 1 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
② 班会議(含ゆう職員)	月 1 回	個別支援、活動内容等
* ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
③ 班長・主任会議	月 1 回	事業計画、事業方針等
④ 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
⑤ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑥ 各係会議	随時	

(3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭との連携

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連

携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談よって連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・ 地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・ 大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業

所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・ 広く一般の方達に、デイセンターさくら草の活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・ 年4回発行した。

7. 安全管理

防災計画

防災に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じた。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 助成事業

(1) 埼玉県共同募金会助成金 3,000,000 円 赤い羽根募金 避難用滑り台設置及び防災備品購入 (ストレッチャー2台分)

(2) 日本財団車いす対応車 (普通者) 助成金 2,460,000 円

10. 決算報告

別紙収支決算書のとおり

社会福祉法人さくら草

サポートさくら草 平成 25 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業

* サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成 25 年度事業実績 別紙 2 参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動及び社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

(1) 重度心身障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。

(2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。

・営業時間：午前10時から午後7時

・ヘルパー派遣日：365日

・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行なった。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるよう努めた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 2人、介護職員 7人、その他の従事者 38人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年3回
- ・運営委員会 年4回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後3ヶ月以内
- ・継続研修：年2回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促した。
- ・年4回発行した。

7. 安全管理

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 助成事業

日本財団車いす対応車（普通者） 助成金 2,460,000 円

10. 資金計画

別紙収支決算書のとおり

社会福祉法人さくら草

サポートゆず 平成 25 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業

* サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草平成 25 年度事業実績 別紙 2 参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動及び社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

- (1) 知的障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前10時から午後7時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介

護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行った。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるよう努めた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 2 人、介護職員 6 人、その他の従事者 37 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・運営委員会 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促した。
- ・年 4 回発行した。

7. 安全管理

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

別紙収支決算書のとおり

社会福祉法人さくら草

アシストさくら草 平成 25 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業

* サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草平成 25 年度事業実績 別紙 2 参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動及び社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

(1) 主にデイセンターさくら草利用者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。

(2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。

・営業時間：午前9時から午後6時

・ヘルパー派遣日：365日

・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介

護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行った。

(2) 通常事業の実施地域

・さいたま市・川口市・志木市・宮代町

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 2 人、介護職員 4 人、その他の従事者 50 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎月
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年 3 回
- ・運営委員会 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促した。
- ・年 4 回発行した。

7. 安全管理

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

9. 助成事業

埼玉県共同募金会助成金 2,380,000 円 赤い羽根募金 自動車購入（車椅子仕様）

10. 資金計画

別紙収支決算書のとおり

社会福祉法人さくら草

南区障がい者生活支援センターあみへご 平成 25 年度事業報告

1. 事業の概要

- 1) 南区障害者生活支援センター
- 2) 指定特定相談事業
計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）、基本相談支援
- 3) 指定一般相談事業
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、基本相談支援

*南区障害者生活支援センター事業実施状況報告書（相談内容・25年度報告）別紙3参照

*南区障害者生活支援センター事業実施状況報告書（支援内容・25年度報告）別紙4参照

*南区障害者生活支援センター 新規相談分析（継続利用者 194 人を除く）別紙5参照

市の障害計画に位置づけられた以下の事業を行った。

- 1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者等、全ての障害者を対象とする必要な支援
- 2) 様々な社会資源と連携を取った、よりよい支援
- 3) 個々の生活状況に合わせて、障害者およびその家族が安心できる地域生活の支援
- 4) 地域住民の障害理解や交流を目指した活動

2. 運営方針

地域で暮らす障害者が、安心して地域で暮らしていくことを支えるため、

- 1) 身近な相談の窓口として
- 2) 障害者およびその家族とともに考え、模索してゆく支援者として
- 3) 地域の様々な社会資源と障害者およびその家族を繋いでゆくパイプとして
その機能をはたした。

3. 運営目標

- 1) 一次相談窓口として、相談内容・障害特性の状況にかかわらず、傾聴に努めた。
- 2) 個別支援を基本として、一人ひとりに応じた支援を行った。
- 3) 市のプライバシーポリシーに則り、十分に注意して個人情報を取り扱った。
- 4) 公益性に配慮し、多くの機関・支援者とながら偏りのない支援を行った。
- 5) 以上1)～4)に努めつつ障害者を中心にすえた支援を行い続けた。

4. 事業内容

- 1) 営業日及び時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (祭日を除く)
職員打ち合わせ : 月曜日～金曜日 8:30～9:00 (祭日を除く)
相談受付日及び時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祭日を除く)
ケース会議 : 毎週金曜午前 (祭日を除く)

職員会議：第2火曜日

2) 活動内容

- (1) それぞれの障害特性を踏まえた必要な支援を行った。
 - ① 日常生活の相談支援
 - ② 情報収集・情報提供
 - ③ 居場所・交流の場の提供(憩いの場、おもちゃ図書館)
 - ④ 家族支援
 - ⑤ 就労支援
 - ⑥ 個別支援計画の作成
 - ⑦ 他機関との連携・連絡調整
 - ⑧ 仲間作りを目的としたイベントの実施
 - ⑨ 地域生活を送るための支援
 - ⑩ サービス利用支援
 - ⑪ 差別と虐待に関する相談支援
- (2) 障害者の状況に応じた柔軟な形態での支援を行った。
 - ① 電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等
- (3) 地域に障がい者の理解と支援を広げ、潜在的なニーズを掘り起こした。
 - ① パンフレットや広報誌の作成、配布
 - ② ホームページの整備
 - ③ 地域の自治会、お祭り等への協力
 - ④ ボランティアの掘り起こしや育成
- (4) 各機関との連携協力を行った。
 - ① 定例サービス調整会議(毎月第3木曜・15:00~17:00)
 - ② 個別サービス調整会議(必要に応じ随時)
 - ③ 個別移行支援会議への参加
- (5) 職員の力量向上に取り組んだ。
 - ① 面接・記録技術の向上
 - ② 各種研修会への参加
- (6) 障害者およびその家族の、地域生活を送る上での制度上の課題を把握、検討した。
 - ① さいたま市コーディネーター連絡会議への参加など
- (7) 障害者を中心に据えた、地域ネットワーク作りを進めた。
 - ① さいたま市コーディネーター連絡会議への参加
 - ② さいたま市南区精神保健福祉連絡会議(みなみかぜ)への参加
 - ③ さいたま市精神障害者地域ネットワーク連絡会への参加
 - ④ 地域移行・定着連絡会議への参加
 - ⑤ 発達障害者支援連絡協議会への参加
 - ⑥ 南区地域ケア会議への参加
 - ⑦ 南区ケアマネ研修会への講師派遣
 - ⑧ 南区ケアマネ会議への参加
- (8) サービス等利用計画の作成及びモニタリングを行い、利用者の抱える課題の解決やサービス利用に向けて支援した。

5. 運営管理

1) 会議の開催

- (1) 運営委員会 年2回
- (2) 職員会議(ケース会議を含む) 週1回

2) 防災訓練

- (1) 防火管理者のもと、防災計画に沿って防災訓練を行った。
- (2) AEDを含む救急法講習受講を受けた。

3) 職員研修

- (1) 各種研修を行った。

6. 資金計画

- ・別紙収支予算内訳書のとおり

7. 安全管理

- 1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整えた。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。また、防火管理者を置き、消防署の指導に基づいて防災訓練を行った。

2) 連携機関名

- (1) 武蔵浦和駅前交番 南区别所7丁目13番5号 TEL 048-865-3196
- (2) さいたま市南消防署 埼玉県さいたま市南区根岸3-10-7 TEL 048-861-0119
- (3) 小原クリニック TEL 048-883-5860
- (4) 辻医院 TEL 048-862-3830
- (5) 保健所 TEL 048-840-2223
- (6) ALSOK TEL 048-825-5200

8. 苦情解決

- 1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。
- 2) 苦情対応規程に準じて行った。

○定員 52名
 ○利用者 73名 男性 42 女性 31
 ○年齢平均 26.9歳 18歳～62歳

○職員配置
 正規職員 24名
 (施設長・サビ管・事務含む)
 有期契約職員 常勤 2名
 非常勤(含ア兼務) 26名
 看護師 5名
 栄養士 1名
 合計 58名

区分	人数	比率
6	51	70%
5	13	18%
4	7	10%
3	2	2%

・区分5+6→64人= 88% 平均区分 5.5
 ・出席率(登録数) 83.2% 1日平均 60.7人
 ・出席率(定員) 116.7%

○障害手帳

療育	身体障害	精神障害
73	60	1

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう等)	9名	IVH	1名
気管切開	3名	導尿	1名
酸素注入	2名	痰吸引	11名
人工呼吸器	1名		

○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
67名	23名	8名	5名	1名	104名

※おかゆ、柔らかご飯含む

○工賃 平成 25 年度 前年度比

最高金額(年)	12,332	
最低金額(年)	8,923	
平均(年)	11,617	
平均(月)	968	
合計金額	859,623	99.6%

サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成25年度 事業実績 別紙 2

サポートさくら草

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護（身体）	2,139.5	178.3	86%
行動援護	3,604.5	300.4	72%
移動支援	27,129.0	2,260.8	108%
生活サポート	3,947.5	329.0	106%
合計	36,820.5	3,068.4	101%

	年合計	月平均	前年比
利用者数	804	67	104%
介護職員数	548	46	109%

サポートゆず

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護（身体）	1,316.5	109.7	150%
行動援護	3,414.0	284.5	97%
移動支援	23,792.5	1,982.7	113%
生活サポート	4,176.0	348.0	101%
合計	32,699.0	2,724.9	110%

	年合計	月平均	前年比
利用者数	987	82	100%
介護職員数	537	45	110%

アシストさくら草

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護（身体）	1,847.0	153.9	125%
行動援護	525.0	43.8	248%
重度訪問介護	63.0	5.3	83%
移動支援	18,564.5	1,547.0	119%
生活サポート	3,723.5	310.3	112%
合計	24,723.0	2,060.3	119%

	年合計	月平均	前年比
利用者数	941	78	118%
介護職員数	677	56	113%

相談者数

	相談者数					身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	合計
	前年末	新規	継続	今年度合計		18歳未満	18歳以上	合計						
18歳未満	44	45	19	64	18歳未満	16	2	54	1	4	0	0	0	77
18歳以上	205	114	175	289	18歳以上	51	1	83	184	20	7	1	1	348
合計	249	159	194	353	合計	67	3	137	185	24	7	1	1	425

相談者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上								
1級	1 ()	2 ()	()	2 2	6 4	15 9	2 1	3 1	9 5	22 12
2級	()	()	()	1 ()	4 2	8 4	()	()	4 2	9 4
3級	()	()	()	1 1	()	4 2	1 ()	1 ()	1 ()	6 3
4級	()	()	()	()	()	3 1	()	()	()	3 1
5級	()	()	()	()	()	4 2	()	()	()	4 2
6級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0 0
合計	1 ()	2 ()	0 ()	4 3	10 6	34 18	3 1	4 1	14 7	44 22

療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
Ⓐ	8 4	19 5	27 9
A	10 2	18 9	28 11
B	10 ()	22 1	32 1
C	10 1	17 7	27 8
合計	38 7	76 22	114 29

重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計
2	1	3

手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
10	64	74

発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
4	20	24

高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
	7	7

精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	()	7 2	7 2
2級	()	85 6	85 6
3級	()	32 5	32 5
合計	0 ()	124 13	124 13

難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
	1	1

相談者年齢別内訳

	0~5歳	6~14歳	15~17歳	18~29歳	30~39歳	40~64歳	65歳以上	合計
男	7	13	20	24	36	76	8	184
女	5	7	12	30	42	71	2	169
合計	12	20	32	54	78	147	10	353

相談者状況内訳

	通園	通学	通所	入所	就労	在宅(デイ含)	入院	その他	合計
合計	1	62	36	19	30	191	12	2	353

支援方法内訳

	訪問			来所相談			同行			電話相談			電子メール		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	52	636	688	79	1120	1199	22	309	331	108	2754	2862	9	187	196
	サービス調整会議			関係機関			権利擁護支援員			その他			合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	7	59	66	293	2978	3271		8	8	14	88	102	584	8139	8723

支援経路内訳

	障害者本人から			障害者家族から			他支援機関から			その他			合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	56	3562	3618	222	1418	1640	306	3100	3406		59	59	584	8139	8723

支援内容内訳

	福祉サービスの利用に関する支援			障害や病状の理解に関する支援			健康・医療に関する支援			不安の解消・情緒安定に関する支援			保育・教育に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	278	1876	2154	28	810	838	6	267	273	1	759	760	52	47	99
直接	20	141	161	2	31	33		38	38		9	9			0
合計	298	2017	2315	30	841	871	6	305	311	1	768	769	52	47	99
	家族関係・人間関係に関する支援			家計・経済に関する支援			生活技術に関する支援			就労に関する支援			社会参加・余暇活動に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	30	623	653	3	179	182	3	320	323	6	315	321	15	338	353
直接		11	11		24	24		50	50		20	20	4	173	177
合計	30	634	664	3	203	206	3	370	373	6	335	341	19	511	530
	障害者虐待に関する支援			障害者差別に関する支援			その他の権利擁護に関する支援			その他			合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	15	140	155		2	2		20	20	114	1922	2036	551	7618	8169
直接			0			0		3	3	7	21	28	33	521	554
合計	15	140	155	0	2	2	0	23	23	121	1943	2064	584	8139	8723

1.新規相談者数等

- ・ 216 人(委託 159 人、計画 57 人)。前年度 127 人(委託 90 人、計画 37 人)を大きく上回る。相談支援従事者 3.5 名という限られた人員の中で、苦慮・奔走。
- ・ うち 122 名(56%)が在宅。サービスに繋がらず、社会との接点が支援センターのみという方も多く、信頼関係づくりを重視した丁寧な関わり要す。
- ・ 家族同居 78%、家族が多くの役割を担っていることが多い。

2.年齢別傾向

- ・ 0～17 歳：44 名(20%)。毎年児童が多いのは特徴的。うち 2 名は虐待ケース。通学時の送迎、医療的ケアや重心児童の預かり先の不足は毎年の課題。未就学児は早期療育の場の相談、就学児は進路の相談が多い。計画相談の周知不足による混乱も大きい。
- ・ 40～64 歳：87 名(40%)。家族が高齢となり、体調悪化や認知症発症し問題が明るみになったケースが多い。知的障害で未就学のまま社会との接点なく 20 年以上閉居している 50 代の方、精神障害で中学生で発病しつつもきちんと医療に繋がらなかった 50 代男性など、80 代の親の入院や死去を機に支援センターに繋がった。
長年必死に抱え込んできた背景を丁寧にアセスメントするとともに、世帯全体を支えるための高齢分野等との連携、柔軟な役割分担が不可欠。

3.障害別傾向(重複あり)

- ・ 身体 26%、計画相談により前年度より 2 倍増。知的 32%、精神 41%、毎年安定して多くの相談あり。
- ・ 軽度知的障害と発達障害の重複障害のあるケースで、性的逸脱や暴言、暴力、警察沙汰などのある困難ケースが目立った。
背景には、幼少時に必要な時期に必要な支援に繋がらなかったことや、家族が本人の障害の受け入れが難しかったり、周囲から孤立していたりすることもある。

4.計画相談

- ・ 支援センターが介入することで混乱や、不利益になることもあった(身体機能訓練・精神就労移行)。
- ・ 南区だけでなく、遠方の施設や他県他市が援護地の計画作成も複数あり。
- ・ 計画相談で支援センターに繋がったことで、精神障害のある母による子どもたちへのネグレクトを発見、支援体制の確立が出来たケースもある。

5.その他

- ・ きっかけは行政機関からの紹介が 110 名(51%)と最多。開所から 8 年、周知が進み、特に支援課とは信頼関係が構築されている。就労・発達支援センターなど専門機関との連携も図れている。
- ・ 対応は来所・訪問予定が 176 人(81%)、たらいまわしにしないよう、直接会いつながる機会が持てるよう心掛けた。情報提供に留まった相談は、関係機関からの相談で、十分なアセスメントが無いものが多い。